

## 高山市文化芸術活動支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民が主体となって継続的に行う文化芸術活動及び創造性のある文化芸術活動に係る経費に対し補助金を交付することにより、市民の主体的な文化芸術活動を促進し、市の文化芸術の振興を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 文化芸術活動を行う団体であること。
- (2) 事務局など活動の拠点が市内であること。
- (3) 3名以上で構成され、構成員の過半数が市民により構成されていること。
- (4) 団体の名称、目的、活動内容、事務局の所在地等を定めた規約を有すること。
- (5) 代表者を定めていること。
- (6) 会計責任者を置き、適切な会計処理ができること。

### (補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自ら企画し、広く市民を対象として市内で実施する文化芸術の振興を目的とする事業とし、補助金の名称、補助対象経費、補助金の額及び補助期間並びに補助限度額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 関係者のみを対象とする事業
  - (2) 専ら営利を目的とする事業
  - (3) 寄附を募ることを主な目的とする事業
  - (4) 政治又は宗教活動を目的とする事業
  - (5) 公序良俗に反する事業
- 2 補助対象者が国県等の補助制度を併用することは、これを認めるものとする。
- 3 補助対象者は、事業内容が重複しない場合においては、同一年度内に別表第1中の複数の補助金を申請することができる。ただし、申請ができるのは、別表第1の補助限度額の範囲とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 申請者は、あらかじめ高山市文化芸術活動支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号の1又は別記様式第2号の2）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号の1又は別記様式第3号の2）

(3) 団体の規約又はこれに準ずるもの

(4) 団体の構成員名簿

(5) その他市長が必要と認める書類

2 別表第1の継続的な文化芸術活動支援事業補助金については、最長3年にわたり継続して申請でき、申請者は、継続して補助金の交付を受けようとする場合は、次年度以降についてもその都度、申請しなければならない。

3 申請者は、補助金の交付の決定前に事業に着手する必要がある場合は、事前に高山市文化芸術活動支援事業補助金事前着手届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、別に定める審査員の意見を聴いて審査を行い、その審査内容を踏まえ補助金の交付を適当と認めるときは、高山市文化芸術活動支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号の1又は別記様式第5号の2）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ高山市文化芸術活動支援事業補助金変更（中止）承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更の決定）

第7条 市長は、前条の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否及び補助金の交付の内容の変更を決定し、その内容を高山市文化芸術活動支援事業補助金変更（中止）決定書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高山市芸術活動支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（別記様式第9号）

(2) 補助対象経費の支払いを確認できるもの

(3) 事業の成果等が分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、高山市芸術文化活動支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定を受けたときは、高山市文化芸術活動支援事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は前項の規定にかかわらず、第5条に規定する補助金の交付決定の日以後において高山市文化芸術活動支援事業補助金概算払請求書（別記様式第12号）により補助金の概算払いを請求することができる。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度として概算払いによる補助金を交付することができる。

（書類の整理及び保存）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他の証拠書類とともに整備しておかななければならない。

2 前項の調書及びその他の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（検査等）

第12条 市長は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員をして検査をさせることができる。

（交付決定の取り消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（高山市文化振興事業支援補助金交付要綱の廃止）

2 高山市文化振興事業支援補助金交付要綱（平成9年3月25日決裁）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

補助金の名称	補助対象経費	補助金の額及び補助期間	補助限度額
① 継続的な文化芸術活動支援事業補助金	複数年の計画を立てて、継続して文化芸術の振興に取り組む事業に要する別表第2に掲げる経費	補助金の額 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額 補助期間 3年度を限度とする。	一団体につき3年度で3,000千円。ただし、単年度においては、総事業費から総収入額を控除した額を限度とする。
② 創造的な文化芸術活動支援事業補助金	新たに企画して、新規性又は独創性のある文化芸術の振興に取り組む事業に要する別表第2に掲げる経費	補助金の額 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額 補助期間 単年度とする。	一団体につき500千円又は総事業費から総収入額を控除した額のいずれか少ない額を限度とする。

別表第2（第3条関係）

## 補助対象経費

費目	内容
報償費	講師・審査員・協力者等に係る謝礼、謝金等 公募展・コンクール等の入賞者等に係る賞金、賞品等
旅費	講師・審査員・協力者等に係る交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、材料費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料	各種委託料等
使用料及び賃借料	場所・施設・設備・著作権等の使用料、物品等の賃借料等
その他	市長が必要と認める経費